

和解に関する件

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴訟上の和解をするものとする。

記

1 事件名

札幌高等裁判所

令和7年（ネ）第164号 保証債務履行請求控訴事件

2 当事者

(1) 控訴人

札幌市豊平区在住者

(2) 被控訴人

札幌市

3 事件の概要

(1) 本市は、平成5年6月4日、札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱（旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱）に基づき、訴外主債務者との間で住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、その後、同人に対して合計12,400,000円を貸し付けた。

(2) 訴外主債務者は、上記(1)の貸付金の一部を返済したが、いまだ完済に至っていない。

(3) 控訴人と共に第1審の被告であった東京都町田市在住者（以下「第1審被告A」という。）及び控訴人の父である訴外Bは、上記(1)の金銭消費貸借契約に係る貸金債務について、書面により連帯保証し、控訴人は、訴外Bの連帯保証債務を相続した。

(4) 本市は、上記(3)の連帯保証債務に係る履行請求に対して第1審被告A及び控訴人からの任意での支払の見込みが立たないため、令和5年12月19日、札幌地方裁判所におおむね次の判決等を求める訴えを提起した。

ア 第1審被告Aは、本市に対し、18,267,312円及びうち4,521,441円に対する令和5年12月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員を支払え。ただし、当該金員のうちイに掲げる金員は、控訴人と連帯して支払え

イ 控訴人は、本市に対し、11,798,487円及びうち4,521,441円に対する令和5年12月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員を第1審被告Aと連帯して支払え

(5) 札幌地方裁判所は、令和6年7月1日、第1審被告A及び本市に対し、本市の主張を全面的に認める判決を言い渡した。

(6) 札幌地方裁判所は、令和7年3月17日、控訴人及び本市に対し、本市の主張を全面的に認める判決を言い渡した。

(7) 控訴人は、令和7年3月31日、上記(6)の判決を不服として、札幌高等裁判所に控訴した。

(8) 札幌高等裁判所は、令和7年8月7日、控訴人及び本市に対し、和解条項案を提示した。

4 和解の概要

(1) 控訴人は、本市に対し、11,798,487円及びうち4,521,441円に対する令和5年12月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) 控訴人は、本市に対し、上記(1)の金員のうち5,329,663円を令和7年12月28日までに支払う。

(3) 控訴人が、上記(2)の金員の支払をしたときは、本市は、控訴人に対し、上記(1)の残金の支払義務を免除する。

(理 由)

保証債務履行請求控訴事件について和解するため、本案を提出する。